特定非営利活動法人横浜日独協会　書面決議による臨時理事会議事録

１．臨時理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（１） 第１号議案　ＮＰＯ法人横浜日独協会臨時総会の議案について

登記簿謄本や法人印鑑証明の取得が可能となる４月１２日以降、関係諸機関への届出等の諸手続を速やかに行うこと。主な届出は、税務署への法人設置届出、横浜市への法人設立登記完了届出。併せて、金融機関においては法人名義の新規口座（横浜銀行総合口座：定期預金 20 万円及び普通預金、ゆうちょ銀行：会費納入用）を開設すること。

法人所在地にある郵便局においての法人口座新規開設手続きは、本年度会費納入が行われる「横浜日独協会」名義のゆうちょ銀行及び振替口座を当面継続使用するため、会員からの納入が終了する今秋頃をめどに行うこと。

ＮＰＯ法人に係る税務申告（講師謝礼等に係る源泉徴収、源泉所得税納期特例承認、青色申告承認申請等）については、市民活動支援センターでの税務相談を受けるなどして、円滑な法務事務処理にあたること。

（２）第 2 号議案　新理事及び監事の選任について

法人設立総会で承認されているとおり、設立当初の役員を除く他の理事及び監事の選任を行うこと。役員選任は法人の総会における承認事項となるため、来る５月２０日に「臨時総会」を開催すること。

併せて、新たに承認された理事を含む全理事よる第 2 回理事会を速やかに開催し、会長以外の役員体制に関わる互選による選任等を行うこと。

設立当初の役員の任期は定款附則３にあるとおり 2019 年３月 31 日までとされていること。臨時総会で選任された役員の任期は、就任後２事業年度が終了した後の通常総会までであること。

（３）第 3 号議案　定款の変更手続きについて

定款第 13 条第 2 項に定められている常務理事の人数については、法人体制の強化を図るため５人以内（現行 2 人以内）に変更すること。定款の定めにより副会長、常務理事の役名については理事の互選によるものであること。

特定非営利活動促進法が改正（2017 年 4 月 1 日施行）され、貸借対照表を公告する方式となったことに伴い、定款第 52 条を変更すること。

定款 48 条にあるように、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経なければならないこと。同２件の変更手続には所轄庁の認証を得る必要はなく総会承認後の届出のみでよく、いずれも効力が議決後に発生すること。

（４）第 4 号議案　任意団体の資産の引継並びに同団体の解散について

本法人は、2017 年 4 月 2 日現在の総資産（預金現金及び定期預金の合計額 607,355 円）を新たな

法人口座開設後速やかに移行（法人会計上は寄附金）させること。
任意団体は、５月 20 日開催の第８回定時総会を「解散総会」とすること。

（５）第５号議案　法人理事会の開催について
本法人の役員体制強化に合わせ、理事会は毎月開催を原則とすること。任意団体での運営委員会は置かず、毎月開催の理事会にオブザーバー出席を認めること。

（６）第６号議案　ＮＰＯ法人事務所での重要書類等の閲覧について
ＮＰＯ法人は、法人の会員や利害関係人から閲覧の請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて応じなければならないこと。法人の登記事務所である市民活動支援センター共同オフィス内に所定の閲覧書類を備置くこと。
法人の信頼性向上を図るよう、内閣府ＮＰＯポータルサイト等を利用した積極的な情報の公表、横浜市のＮＰＯ支援サービスのメルマガ登録などを行うこと。
法人事務局用パソコンの新規購入に際し新たに取得したメールアドレスを今後使用していくこと。

２．提案者の氏名
常務理事　能登　崇

３．臨時理事会の決議があったものとみなされた日
２０１７年４月２１日（金）

４．議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
会長　早瀬　勇

2017 年４月１４日常務理事　能登　崇　が全理事に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を電磁的方法にて送付し、当該提案につき、2017 年４月２１日、理事全員から電磁的方法により同意の意思表示を得たので、当該提案の決議があったものとみなされた。
上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、提案者　能登　崇　及び議事録作成者がこれに署名押印する。

２０１７年４月２１日

常務理事　　印

議事録作成者　　会　　長　　印